

事業主のみなさまへ

障害者就業・生活支援センターとは、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、厚生労働省と都道府県の委託事業として設置されている就労支援機関です。人口30万人を目安とする障害保健福祉圏域に1か所設置されており、行政や福祉施設等の関係機関と連携し、障がいのある方、事業主の支援を行っています。

■事業主支援

障がいのある方を現在雇用されている事業主の方や障がい者雇用を今後検討されている事業主の方からの雇用する上でのさまざまな相談にお応えします。

●雇用前

採用時の不安軽減のための

- ・業務抽出の相談
円滑な業務遂行のための
- ・本人の特性や接し方の助言

●雇用後

安定雇用をするための

- ・定期的な職場訪問
雇用の促進、安定のための
- ・助成金制度の活用のご紹介（詳しくはハローワークまで）
職場、業務の定着のための
- ・ジョブコーチ支援の進め方（詳しくは職業センターまで）



■体験・実習の受け入れのお願い

～就職を希望している障がいのある方に

就職を目標に訓練等を行っている障がいのある方にとって、実際の職場での体験は「力試し」や「職種や業務内容を知る」など重要な機会になります。同時に、受け入れ事業所にとっても「雇用の検討」や「障がい特性や接し方を知る」などのメリットがあります。

職場実習の機会を～

～職場実習の流れ～

